

養豚農家における飼養衛生管理基準遵守指導

紀南家畜保健衛生所
○小松希 藤原美華

【背景・目的】

平成30年9月以降、国内において豚熱の感染が拡大し、養豚農場では13県68事例、野生いのししでは25都道府県で感染が確認された。このことを受け、令和2年7月1日、飼養衛生管理基準（以下、「基準」とする）が改正・施行され、農家遵守基準がより厳格なものとなった。

そこで基準に対する農家の意識向上を図るとともに、農家毎に基準遵守状況を再確認し、不遵守項目に対する改善指導を実施し、基準遵守優良農家を作成。まん延防止対策の徹底を目的とした。

【方法】

管内18農家（豚、イノブタ、イノシシ農家）を対象に、基準改正についての資料を配布し、以下の点について指導を実施した。

- 方法① 衛生管理区域毎に飼養衛生管理者を選任。最新情報を迅速に提供すべく、メーリングリストを作成。
- 方法② 衛生管理区域への病原体侵入防止対策として防鳥ネット及び防護柵の設置を指導。
- 方法③ 食品循環資源を飼料活用する農家に対し適正処理（加熱）及び利用法を指導。
- 方法④ 「基準遵守状況及び遵守するための措置の実施状況に係るチェックシート」に準じ、農家毎の基準遵守状況を調査・解析し、その結果をもって改善指導を実施。
- 方法⑤ 飼養衛生管理マニュアルの作成並びに、従業員への教育の徹底することで、疾病のまん延防止に対する意識向上を目指すよう指導。

【結果】

- 結果① 全農家で飼養衛生管理者の選任が完了。メーリングリストについては18農家中11農家で登録済み。イノブタ及びイノシシ農家は管理者が高齢の農家が多く、メールでの情報提供が困難なため、現状の電話やFAXで対応することとした。
- 結果② 豚コレラ発生防止緊急対策事業への参加で3農家が防鳥ネットを設置、アフリカ豚コレラ侵入防止対策事業への参加で4農家が防護柵を設置、あとの14農家については独自でネットや防護柵を設置し、全農家で基準施行

日までに防護柵、防鳥ネットの設置を確認（図1～3）。

結果③肉を扱う事業所から排出された食品循環資源を原材料とする飼料の給与基準が改正され、90℃60分間以上の加熱処理が行われたものだけが給与可能となった。もともと食品循環型資源の活用無しが12農家。今回の指導により活用を取りやめた農家が3農家。食品循環資源活用継続で肉等を取り扱わない業者からの取引へ変更した農家が2農家。基準施行猶予期間中に加熱処理設備を整備した農家が1農家であった（図4）。

結果④いずれの農家も何らかの不遵守項目が確認されたため、指導書を作成し、改善指導を強化した（図5）。

結果⑤農林水産省作成のマニュアル例を参考にし、家畜防疫員が助言・提案しながら、農家独自のマニュアルを作成。作成したマニュアルによる従業員への教育を実施することにより、基準遵守に対する意識が向上した（図6）。

【まとめ】

令和2年4月30日、当県も豚熱ワクチン接種推奨地域に指定された。管内養豚農家18戸1,119頭に対し、6月に初回接種、12月に2回目接種が終了した。しかし、本年1月県内ワクチン接種済み農場での豚熱発生を受け、接種地域であっても基準遵守徹底が感染防止対策の重要ポイントと再確認した。今後も豚熱発生防止のため農家指導を継続していきたい。